

1. G7 北九州エネルギー大臣会合

(1) 大臣会合の概要

平成 28 年 5 月 1 日・2 日、伊勢志摩サミットの関係閣僚会合のひとつである G7 エネルギー大臣会合が北九州市で開催されました。

主要 7 カ国及び関係機関の閣僚など 400 名を超える関係者が集まり、大臣会合のほか、歓迎レセプションやエクスカージョンなどが行われました。



(2) 大臣会合の開催まで

平成 27 年 7 月 3 日、北九州市でエネルギー大臣会合が開催されることが決定しました。

経済産業大臣からは、会見の中で「北九州市は八幡製鉄所の創業以来、重化学工業地帯として発展し、日本の産業近代化や高度経済成長を牽引してまいりました。現在では、世界に先駆けるエネルギー政策を掲げており、エネルギー大臣会合の開催地としてふさわしい」との発言がありました。

(3) 大臣会合当日

会合初日の 5 月 1 日には、二国間会談が行われたほか、夕方からは歓迎レセプションとワーキングディナーが実施され、地元食材を使った料理の提供や小倉織による装飾、戸畑祇園大山笠や茶道などによるおもてなしを行いました。



歓迎レセプション

2 日目となる 5 月 2 日には、本会合が行われました。「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障」を大きなテーマに据え、「エネルギー投資の促進」、「エネルギー安全保障の強化」、「持続可能なエネルギー」について議論を行い、共同声明が取りまとめられました。この議論の結果は、G7 伊勢志摩サミットに報告され、首脳間の議論の基盤となりました。



本会合

午後からはエクスカージョンが実施され、各国・機関の代表らが、小倉城、八幡東区東田地区、(株)安川電機を視察しました。

東田地区では、北橋市長から市の環境・エネルギー政策について説明を行ったほか、地域節電所の視察、燃料電池自動車での移動、小川福岡県知事による水素タウンの説明などが行われました。



北橋市長によるプレゼンテーション

(4) 大臣会合の成果

会合中、会場やプレスセンターにおいて、環境やエネルギーに関する展示も行われました。

会合後の記者会見では、各国・機関代表から「北九州市は、クリーンエネルギーへの転換が、経済を成長させるとともに、エネルギーの安全保障強化につながることを実証した街で、大臣会合の開催地として最適であった」などの発言がありました。

会合を通じ、本市の環境・エネルギー政策を広く国内外に発信できたものと考えています。

2. 食べものの「残しま宣言」運動の推進

(1) 食品ロスの現状

我が国では、生産・流通・消費等の各段階で、事業者の商慣習や消費者の過度な鮮度志向など、様々な要因から大量に食品が廃棄されてきました。

1 年間に約 2,797 万トンの食品由来の廃棄物等が発生しており、このうち約 632 万トンは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスと推計されています（平成 25 年度推計：農林水産省、環境省）。

この食品ロスの量は、世界全体の食料援助量の約 2 倍であり、国民一人 1 日当たりの食品ロス量はおよそ茶碗 1 杯のご飯の量に相当します。

このような状況を踏まえ、本市では、食品ロス削減に向けて、市民及び飲食店等の事業者の皆様が取り組むことができる「残しま宣言」運動を平成 27 年 11 月から開始しました。

(2) 概要

ア. 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、啓発カードの配布等により、周知を図っています。

■ 取組内容（残しま宣言）

- 外食時の取組
 - ・食べ切ることができる量を注文します！
 - ・宴会時に食べ切りを声かけします！
 - ・グループ間で料理をシェアします！
 - ・食事を楽しむ時間をつくれます！（開始後 30 分、終了前 10 分など）
 - ・注文した料理は食べ切ります！
- 家庭での取組
 - ・必要以上に買いすぎません！
 - ・買った食材は使い切ります！
 - ・作った料理は食べ切ります！
 - ・生ごみを捨てる時は水を切ります！
 - ・賞味期限と消費期限の違いを理解します！

イ. 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。

■ 応援店取組項目

下記 6 項目のうち、1 項目以上取り組む飲食店等を市に登録します。

- ①特典付与
 - ・食べ切った方に「店舗独自の食べ切り特典（割引券等）」を付与
- ②提供量の調整
 - ・料理提供量を希望に応じて調整（小盛メニュー等）
- ③持ち帰り対応
 - ・ドギーバッグの用意等、持ち帰り希望者の対応
- ④お声かけ運動
 - ・食べ切りを促すお声かけの実施
- ⑤啓発活動
 - ・ポスター掲示等による啓発活動の実施
- ⑥独自の取組
 - ・その他、食べ切りにつながる店舗独自の工夫



このステッカーが目印です

(3) これまでの取組

食品ロス削減に向けた取組みやその必要性を知っていただくため、テレビ・ラジオでの PR や、飲食店情報が掲載されているフリーペーパーでの特集、市政だよりやいたんプレス等で周知を図ってきました。

また、「残しま宣言応援店」の参加店を募集し、平成 27 年度末現在で、148 店舗が登録されています。

(4) 今後の取組

食品ロス削減は、循環型社会形成に向けて、重要な課題です。

今後も、市民、事業者の皆様にご協力いただき、食品ロス削減の重要性を知っていただき、食品ロス削減が市民運動として盛り上がるよう、「残しま宣言」運動を推進していきます。



3. 北九州市循環型社会形成推進基本計画の中間見直し

(1) 計画策定の経緯

北九州市では、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組みに、「低炭素」、「自然共生」の取組を加えた先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成23年に策定し、計画に基づく取組を実施しています。

その結果、市民や事業者の協力のもと、市民一人1日当たりの家庭ごみ量は、平成15年度比で約30%削減し、リサイクル率は25%を上回っています。

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間ですが、策定後の経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に的確に対応した計画の運用を図るため、北九州市環境審議会に諮問し、中間的な見直しを行いました。



環境審議会による答申(H28.6)

(2) 計画の理念と主な目標

《基本理念》

市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協調的に3R・適正処理に取り組むことを通じ、「持続可能な都市のモデル」を目指します。

《主な目標》

- ◆ 市民1人一日あたりの家庭ごみ量
H32年度:470g
- ◆ リサイクル率
H32年度:35%以上
- ◆ 一般廃棄物処理に伴い発生するCO₂排出量
H32年度:100千t - CO₂

(3) 新たな取組のポイント

- ①ごみの減量化・資源化の推進
 - ・家庭系のごみについて、食品廃棄物の減量・資源化対策や、古着リサイクルの推進などに、重点的に取り組みます。
 - ・増加傾向にある事業系ごみについて、適正処理と減量・資源化を進めるため、排出ルールの徹底や事業者への周知啓発に取り組んだ上で、ごみ処理状況を注視し、必要に応じて適正な処理手数料のあり方を検討します。
- ②ごみ処理施設や広域処理の今後のあり方
 - ・安定的・効率的なごみ処理の確保、大規模災害への対応、低炭素化、広域処理の視点から、日明工場の更新計画を推進し、最適な焼却工場体制のあり方を検討します。
 - ・広域連携については、「連携中枢都市圏構想」という新たな枠組みを基に、他都市からのごみの受入処理を進めていきます。
- ③適正処理と安全・安心の確保
 - ・環境を保全し、安全・安心な市民生活を守るため、ごみ処理の無許可業者対策、災害廃棄物や、水銀・PCBを含む廃棄物の適正処理を推進します。
- ④低炭素・自然共生社会への貢献
 - ・太陽光パネルや次世代自動車等、低炭素社会の進行に伴って発生する廃棄物の処理体制の構築や、生ごみ・間伐材等のバイオマス資源の活用と里地里山の保全との連携等によって、循環型・低炭素・自然共生社会づくりの取組を統合的に推進します。
 - ・北九州ESD協議会を中心に、産学官民の連携によって、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。
- ⑤環境国際協力・ビジネスの推進
 - ・「アジア低炭素化センター」をはじめとする環境の国際的取組や、市内の事業活動に伴って発生する廃棄物の新たなリサイクルに取り組んでいきます。

(4) 今後の取組

見直し後の計画を踏まえ、「第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)」等、他の計画と連携しながら、地域循環圏の構築や、低炭素・自然共生社会への貢献等の取組により、持続可能な循環型社会づくりを進めます。

4. 第2次北九州市生物多様性戦略の策定

(1) 戦略策定の経緯

本市では、平成17年9月に政令市初の自然環境保全のための基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し、様々な取組を推進してきました。

平成20年6月には生物多様性基本法が制定され、都道府県、市町村においても、生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な実行計画を策定するよう努めることが規定されました。これを受け、平成22年11月に自然環境保全基本計画を改訂する形で、「北九州市生物多様性戦略」を策定しました。

この戦略の期間が平成26年度に終了したことを受けて、生物多様性国家戦略で新たに盛り込まれた、生物多様性の恩恵である“生態系サービス”や“生物多様性の危機”などの新しい視点を盛り込んだ、「第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)」を平成28年3月に策定しました。



本編



概要版

(2) 本戦略の特徴

本戦略の策定にあたり、「北九州市らしい戦略」とするため、本市の豊かな自然環境の特徴や自然の利活用について具体的な事例を記載し、生物多様性の重要性と市民の暮らしとの関わりをわかりやすく記載しました。



本市の自然の例(左:平尾台 右:岩屋海岸)



本市の自然から得られる恵みの例(左:合馬たけのこ 右:豊前海一粒かき)

(3) 戦略の期間と対象地域

本戦略の戦略期間は2015年度(平成27年度)～2024年度(平成36年度)です。

また、対象地域は北九州市全域を基本としています。しかしながら、自然環境は山地や河川、海域など行政区域外とも密接に関係しています。このため、人、生き物などを介した生物多様性に配慮すると同時に、必要に応じて国、県、周辺自治体等との連携に代表されるような広域的な視野をもって取組を推進することとしています。

(4) 戦略の基本理念と5つの基本目標

本戦略では、自然と人との関わり合いの歴史や経験を活かし、将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができる社会の実現を目指すための基本理念を設定しました。

また、生物多様性の危機に対応する形で5つの基本目標を設定しました。

(基本理念)

都市と自然との共生

豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち

(5つの基本目標)

- 1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- 2 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- 3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- 4 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じていく状態の維持
- 5 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

これらの目標に基づき、生物多様性の保全と活用に関する様々な施策に取り組めます。

(5) 戦略の進行管理

本戦略を推進し、目標を達成するためには、関係部局のみならず、様々な主体による連携が必要です。そのため、市民・NPO、事業者、学識経験者などからなる「北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)」の意見を聞きながら進行管理を行います。

また、本戦略の状況について、新たに数値目標を設定し総合的に評価を行います。